

第四次みなかみ町 地球温暖化対策実行計画

— 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画 —

(事務事業編)

令和5年3月改訂

 群馬県みなかみ町

目次

第1章	基本的事項	1
1	計画改定の背景	1
2	計画の目的	1
3	基準年度・計画期間・目標年度	1
4	対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
第2章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	3
1	基準年度の温室効果ガス排出量	3
2	要因別の排出状況	3
3	基準年度の温室効果ガス排出量内訳	3
4	年度別温室効果ガス排出量	4
5	目標値の設定	6
第3章	具体的な取組	7
1	再生可能エネルギー等の利用促進	7
2	施設・設備の改善、維持管理等における配慮	7
3	物品購入等における環境負荷低減の促進	7
4	日常業務等における削減対策	8
第4章	管理・推進体制	10
1	管理・評価体制	10
2	推進体制	10
3	進捗状況等の公表	10
	参考資料	11
1	『みなかみ・水・「環境力」宣言』宣言文	12
2	直近の年度(2021年度)における温室効果ガス排出状況	13
3	直近の年度(2021年度)における温室効果ガス総排出量計算書	14
4	温対法施行令による排出係数一覧表	15



第1章 基本的事項

1 計画改訂の背景

気候変動の影響は、地球規模での平均気温(地球温暖化)の上昇や海面上昇、降水パターンの変化による洪水や森林火災や干ばつの増加、大気中の二酸化炭素濃度増加による海洋酸性化など、世界中様々なところに現れています。

1992年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催され、世界での温室効果ガス排出削減に向けて精力的な議論が行われ、1997年COP3にて京都議定書が採択されました。しかし、国連気候変動枠組条約では、世界の国々を先進国と開発途上国の二つに分け、条約上の義務等に差異を設けていました。

中国・インドといった新興国を中心とした開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、現在では先進国よりも開発途上国の方が温室効果ガスを多く排出するようになってきています。こうした状況を打開するために、国際社会は、京都議定書に代わる新たな枠組みの構築をめざし、2015年COP21において、「気温上昇を2度よりかなり低くし、できれば1.5度に迎える」ことを目標とした「パリ協定」を採択し、2021年のCOP26において、「産業革命前からの気温上昇を1.5度に迎える努力を追求する」ことを「グラスゴー気候合意」として確認しました。

我が国では、2020年10月、首相が2050年に温暖効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「カーボンニュートラル」を宣言し、翌年、2030年の削減目標(2013年度比)を26%から46%へ引き上げ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

みなかみ町では、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガス削減に積極的に取り組み、地域の模範となるべく、「みなかみ町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を改訂することとなりました。

2 計画の目的

本計画は、法第21条第1項に基づく「実行計画」であり、町の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、環境への配慮に対するさまざまな取組を率先して行うことで、地域の環境を保全し、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とします。【※法第21条第1項:P2参照】

3 基準年度・計画期間・目標年度

改訂の計画基準年度は2013年度(平成25年度)とし、2030年度を目標年度、2023年度～2030年度までの8年間を計画期間とします。

ただし、地球温暖化問題に関する国内外の動向や、社会情勢の変化等により、計画内容に変更の必要性が生じた場合には、その都度見直しを行うものとします。

4 対象範囲

対象となる範囲は、みなかみ町が行うすべての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。ただし、防犯灯・街路灯、除雪車、消防団設備・施設等については、生活に影響を及ぼす可能性が大きいため対象範囲外とします。また、町有施設のうち、指定管理者制度導入施設(管理委託はしているものの、燃料、光熱水費等を町が直接支出している場合は除く)、外部委託工事、計画期間内に供用開始・増設された施設等は計画範囲の対象外とします。

なお、対象外事務・事業についても、計画の趣旨に沿った管理を行い、温室効果ガス排出量の抑制に努めるものとします。

5 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている物質のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。他の規定されている物質については使用状況の把握が困難、あるいは微量であるため対象外とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の抜粋

(定義)

- 第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。
- 一 二酸化炭素
 - 二 メタン
 - 三 一酸化二窒素
 - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 六 六ふっ化硫黄
 - 七 三ふっ化窒素
- 4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- ⋮

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共計画団体実行の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- ⋮
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。



温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

みなかみ町の事務・事業による、基準年度2013年度(H25年度)における温室効果ガスの二酸化炭素(CO₂)換算排出量は12,912,016kg-CO₂です。

基準年度	二酸化炭素(CO ₂)換算排出量
2013(H25)	12,912,016 kg-CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年度である2013年度(H25年度)の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、燃料の消費により約4割・電気の使用により約6割と、この2項目で二酸化炭素の排出のほぼ全体を占めており、燃料消費の内訳は灯油が全体の約3/5、A重油が1/4となっています。

項目	二酸化炭素換算排出量	構成比
燃料の使用	5,082,711 kg-CO ₂	39.4%
電気の使用	7,829,305 kg-CO ₂	60.6%
合計	12,912,016 kg-CO ₂	100.0%

3 基準年度の温室効果ガス排出量内訳

調査項目	単位	使用量	CO ₂ 係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	
燃料 使用 量	ガソリン	L	4,319	2.32166	10,027
	灯油	L	1,224,052	2.4894835	3,047,258
	軽油	L	8,715	2.5849635	22,257
	A重油	L	426,350	2.70963	1,155,251
	LPガス	m ³	21,941	6.537588	143,441
	ガソリン公用車 燃料	L	102,569	2.32166	238,130
	軽油公用車 燃料	L	180,303	2.5849635	466,077
電気使用量	kwh	16,873,503	0.464	7,829,305	
合計				12,912,016	

4 年度別温室効果ガス排出量

各調査項目ごとの使用量を基準年度と比較した場合、燃料分は平均して33.7%の削減、電気使用量は20.0%の削減となります。

○年度別調査項目ごとの使用量

年		2013年度 (基準年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)
燃料分	ガソリン(L)	4,319	3,077	1,872	1,723	1,702
	2013年比削減率	—	△28.8%	△56.7%	△60.1%	△60.6%
	灯油(L)	1,224,052	921,273	875,181	938,725	826,914
	2013年比削減率	—	△24.7%	△28.5%	△23.3%	△32.4%
	軽油(L)	8,715	7,642	7,373	8,641	8,802
	2013年比削減率	—	△12.3%	△15.4%	△0.8%	1.0%
	A重油(L)	426,350	353,110	303,660	270,100	310,450
	2013年比削減率	—	△17.2%	△28.8%	△36.6%	△27.2%
	LPガス(m3)	21,941	40,057	36,920	28,955	25,719
	2013年比削減率	—	82.6%	68.3%	32.0%	17.2%
	ガソリン(L) 公用車燃料	102,569	145,359	92,907	81,256	71,715
	2013年比削減率	—	41.7%	△9.4%	△20.8%	△30.1%
	軽油(L) 公用車燃料	180,303	146,856	54,497	55,864	58,761
	2013年比削減率	—	△18.6%	△69.8%	△69.0%	△67.4%
	電気使用量(kw/h)	16,873,503	13,690,834	13,440,940	12,950,613	13,502,032
	2013年比削減率	—	△18.9%	△20.3%	△23.2%	△20.0%
自動車走行量(Km)	—	1,233,762	1,493,191	1,120,553	1,036,239	

国内のエネルギー利用が、原子力発電から火力発電を中心とした形に移行が進み、2012年度(H26年)以降電気使用に関するCO2排出係数は大きく上昇し、温室効果ガスの排出量は大きく増加することとなりました。近年は、猛暑・大雪等が繰り返し発生し、命を守る行動をとるためにはエネルギーの有効利用が必要不可欠となっており、また、2019年度(R1年)末にはコロナ禍となり、緊急事態宣言等の行動制限にともない、エネルギーの使用にも大きな影響をあたえています。

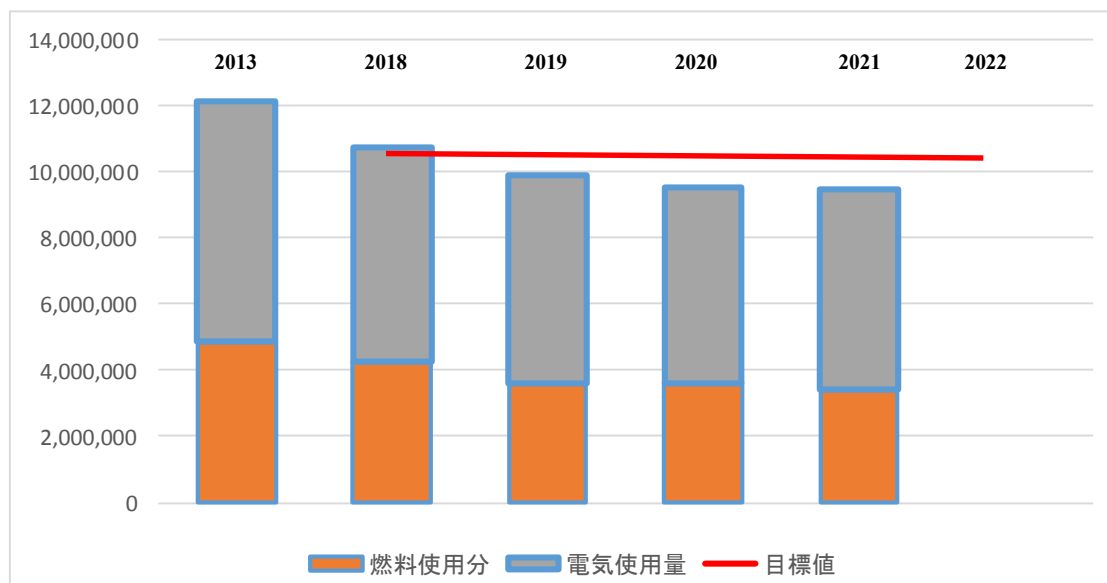
このような状況の中、みなかみ町では節電や機器の更新等さまざまな取り組みを実施し、温室効果ガス排出量構成比で約6割を占める電気使用量の抑制に努めています。

○調査項目別温室効果ガス排出量及び削減率

(kg-CO2換算)

調査項目	年	2013年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	(基準年度)	(H30年度)	(R1年度)	(R2年度)	(R3年度)	
燃料使用分		5,082,711	4,256,155	3,622,898	3,617,501	3,413,030
	2013年比削減率	—	△16.3%	△28.7%	△28.8%	△32.9%
内訳	ガソリン	10,027	7,145	4,347	4,000	3,952
	灯油	3,047,258	2,293,494	2,178,749	2,336,941	2,058,588
	軽油	22,527	19,755	19,060	22,337	22,752
	A重油	1,155,251	956,798	822,806	731,871	841,205
	LPガス	143,441	261,873	241,365	189,296	168,140
	ガソリン 公用車燃料	238,130	337,473	215,698	188,649	166,498
	軽油 公用車燃料	466,077	379,617	140,873	144,407	151,895
電気使用量		7,829,305	6,503,146	6,290,360	5,918,430	6,035,408
	2013年比削減率	—	△16.9%	△19.7%	△24.4%	△22.9%
自動車走行量		—	9,724	11,789	8,693	8,018
	2013年比削減率	—	—	—	—	—
総排出量		12,912,016	10,769,025	9,925,047	9,544,624	9,456,456
	2013年比削減率	—	△16.6%	△23.1%	△26.1%	△26.8%

○調査項目別温室効果ガス排出量グラフ(目標値△0.5%削減)



5 目標値の設定

みなかみ町では、第三次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、2022年度(R4)までに2013年度(H25)比で温室効果ガス排出量を19.4%削減する目標を設定し取り組んできました。この結果、2021年度(R3)までに2013年度(H25)比で目標値を大きく上回る、26.8%の削減を実施しております。この取り組みをさらに加速し、前年度比2.6%ずつ削減することにより、2030年度(R12)までに2013年度(H25)比で温室効果ガスを50.2%削減することを目標とします。

なお、目標とする削減率は、国の政策及び目標達成状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

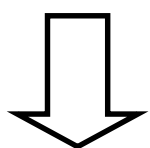
○温室効果ガス排出量目標値

調査項目	年度	2013年度 (基準年度)	2021年度 (R3年度)	2023年度～2030年度 (R4～R12)	2030年度 (R12年度)
	燃料使用分		5,082,711	3,413,030	排出量を前年度比 2.6%ずつ削減
	2013年比削減率	—	△32.9%	△56.3%	
電気使用分		7,829,305	6,035,408	排出量を前年度比 2.6%ずつ削減	4,204,337
	2013年比削減率	—	△22.9%		△46.3%
自動車走行分		—	8,018	排出量を前年度比 2.6%ずつ削減	6,142
	2013年比削減率	—	—		△23.4%
総排出量		12,912,016	9,456,456		6,431,624
	2013年比削減率	—	△26.8%		△50.2%

○ 目標値

2013年度(平成25年度)

12,912,016 kg-CO₂



50.2%削減

2030年度(令和12年度)

6,431,624 kg-CO₂



第3章 具体的な取組

1 再生可能エネルギー等の利用促進

クリーンエネルギーである再生可能エネルギーの導入の可能性について、地域や公共施設等への設置を検討し、枯渇性エネルギーである化石燃料の使用を減少させるとともに、温室効果ガスの排出を抑制します。また、再生可能エネルギーの地産地消にも積極的に取り組んでいきます。

○ 太陽光エネルギー

- ・ 日射量や積雪状況、建物の構造等を加味した太陽光発電や太陽熱利用の可能性を検討し、設置可能な公共施設への導入を推進するとともに地域への普及を図ります。

○ 水力エネルギー

- ・ 既存の水路や河川、トンネルからの湧水など、豊富な水資源を生かした小水力発電施設等の設置の可能性を検討し、公共施設や地域の街路灯・防犯灯、会館などの公共的施設等での利用を推進します。

○ バイオマスエネルギー

- ・ 木質バイオマス(薪チップ・ペレット)等の製造・利用の可能性を調査し、公共施設等への導入を推進するとともに地域への普及を図ります。

○ その他

- ・ 風力、氷雪熱、地熱等の利活用について検討します。

2 施設・設備の改善、維持管理等における配慮

施設の新築や改築にあたり環境に配慮した設計、工事を実施するとともに、中長期的な観点から環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正な管理に努めます。

- ・ 町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の再編等を推進します。
- ・ 既存施設の省エネ診断等を実施し、環境への負荷低減の方法を検討します。
- ・ 断熱性向上のため気密性の高い建具や窓ガラスの設置を検討し、導入を図るよう努めます。
- ・ 高効率照明(環境配慮型照明器具)や高効率給湯器、高効率空調への更新を図り、エネルギー管理システムを導入し、建物全体の省エネルギー化を推進します。
- ・ 町有施設への太陽光発電設備や蓄電池設備の導入を推進します。

3 物品購入等における環境負荷低減の促進

物品の新規購入やリース等にあたっては、省エネルギータイプの環境配慮型のものを選択するよう努めるとともに、長期間の利用を心がけることで環境負荷の低減に努めます。

- ・ 物品の購入にあたっては、グリーン購入法に則って、環境負荷の低減に努める事業者や製品を優先的に選択し購入するよう努めます。
- ・ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入します。
- ・ 用紙類はすべて再生紙を利用するものとし、極力古紙配合率の高い製品を使用します。また、外注等による印刷物や報告書等についても同様とします。
- ・ 物品を出来るだけ長期間使用するため、耐用年数の長いものや、部品の交換や修理、詰め替えなどが可能な製品を優先して購入します。

4 日常業務等における削減対策

町の施設や事務・事業が、温室効果ガスの大量排出者であるということを自覚し、自ら率先して環境保全のための行動を実行することで、地域のモデルとなりうるような取組を行う必要があります。常日頃から、職員一人ひとりが温暖化問題に対して意識を持ち、継続して取組を実践し、温室効果ガスの排出削減に努めます。

① 電気、燃料使用量の削減

電化製品の普及により電気使用量は年々増加しています。しかし電気の発電には多くの化石燃料が使用されており温室効果ガスの主要な発生源となっています。また、石油等の化石燃料は近い将来に枯渇することが予測されており、地球温暖化防止及び資源の保護に資するため日頃からの節電、省エネに努めます。

○ 照明、OA機器等の管理

- ・ 始業前、昼休み時の室内消灯に努めます。(窓口等は除く)
- ・ 共用部(会議室、更衣室、トイレ、湯沸室、印刷室等)は使用時のみ点灯します。
- ・ 窓際等の明るい場所では支障のない範囲で消灯するよう努めます。
- ・ 廊下の間引き消灯を行います。
- ・ 残業時の不要な室内照明を消灯します。
- ・ 昼休み、外出時はOA機器等の電源をオフにします。
- ・ 退庁時は可能な限りOA機器等のコンセントを抜くよう努めます。
- ・ エレベーターの使用を極力ひかえ階段を利用します。
- ・ ガスコンロや湯沸かし器などの効率的な利用に努めます。

○ 空調の適正管理

- ・ 冷暖房はこまめな温度確認を行い適正な室温管理(冷房28℃、暖房20℃)に努めます。
- ・ 冷暖房期間及び時間の短縮に努めます。
- ・ 冷暖房使用期間中のクールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・ 冷暖房効果を高めるため、ブラインドやカーテン等の有効活用に努めます。

○ 公有車の使用と適正管理

- ・ 公用車の更新時には電気自動車を中心に、低公害車、低燃費車を導入します。
- ・ 近距離の出張には、バイク、自転車等を有効に活用します。
- ・ 相乗りによる効率的な利用に努めます。
- ・ 適正な走行ルートを選択に努めます。
- ・ エコドライブ(アイドリングストップ、ふんわりアクセル等々)に努めます。
- ・ 定期的な点検整備や乗車前後の点検を徹底します。
- ・ 公用車保有台数の見直しをすすめ、保有台数の削減に努めます。

② ゴミ排出量の削減とリサイクルの徹底

ごみとして排出される紙類の多くは木材を原料としており、CO₂吸収源である森林資源の減少と無関係ではありません。日頃からリサイクルを徹底しごみの減量化に努めます。

- ・ 分別、リサイクルを徹底し『ごみゼロ』に近づこう努めます。
- ・ 紙使用量を低減するため、両面印刷、ミスプリント等の裏面利用に努めます。
- ・ データのプリントアウトや資料、報告書等の発行部数を必要最小限にとどめます。
- ・ ビジネスチャットツールであるLoGoチャットや電子メール等を活用し、通知や資料等のペーパーレス化を推進します。
- ・ 空き封筒の再利用に努めます。
- ・ 個人用ごみ箱を撤去し共通ごみ箱の利用により、ゴミの削減、分別、リサイクルを推進します。

③ その他の取組

現在進行形で加速している地球温暖化の防止へとつながる様々な活動に取り組むとともに、地域への普及啓発等を積極的に行うよう努めます。

- ・ ノー残業デーを設定し実施します。
- ・ ノーマイカーデーや通勤時の公共交通機関の利用、乗り合わせ出勤等を推進します。
- ・ 職員に向けた地球温暖化や環境保全のための研修会を実施します。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動や研修等の情報提供を行い積極的な参加を促します。
- ・ イベント等におけるごみの分別やリサイクルを徹底し、その重要性を啓発します。
- ・ 「水と森林と人を育む利根川源流のまち みなかみ」を目指して、『みなかみ・水・「環境力」宣言』及び『みなかみユネスコエコパーク』の理念に基づき、人と自然が支え合い、持続可能なまちづくりを展開していきます。

第4章 管理・推進体制

1 管理・評価体制

実行計画の削減目標達成のため、庁内温暖化対策会議を設置し管理・評価を行います。

- ・削減目標達成のために全庁あげての取組とするため、副町長、各課長が管理責任者となり、副町長を議長、総務課長を副議長(議長不在の場合は代行する)として会議を行います。
- ・管理責任者は、実行計画の重要性を呼びかけ、温暖化防止の活動を職員に指導します。
- ・会議では実行計画の進捗状況の点検、評価を行い、その結果を基に関係所属への指示等を行うとともに、必要に応じて計画を見直し継続的な改善を図ります。
- ・会議の庶務は総合戦略課地方創生室が行います。

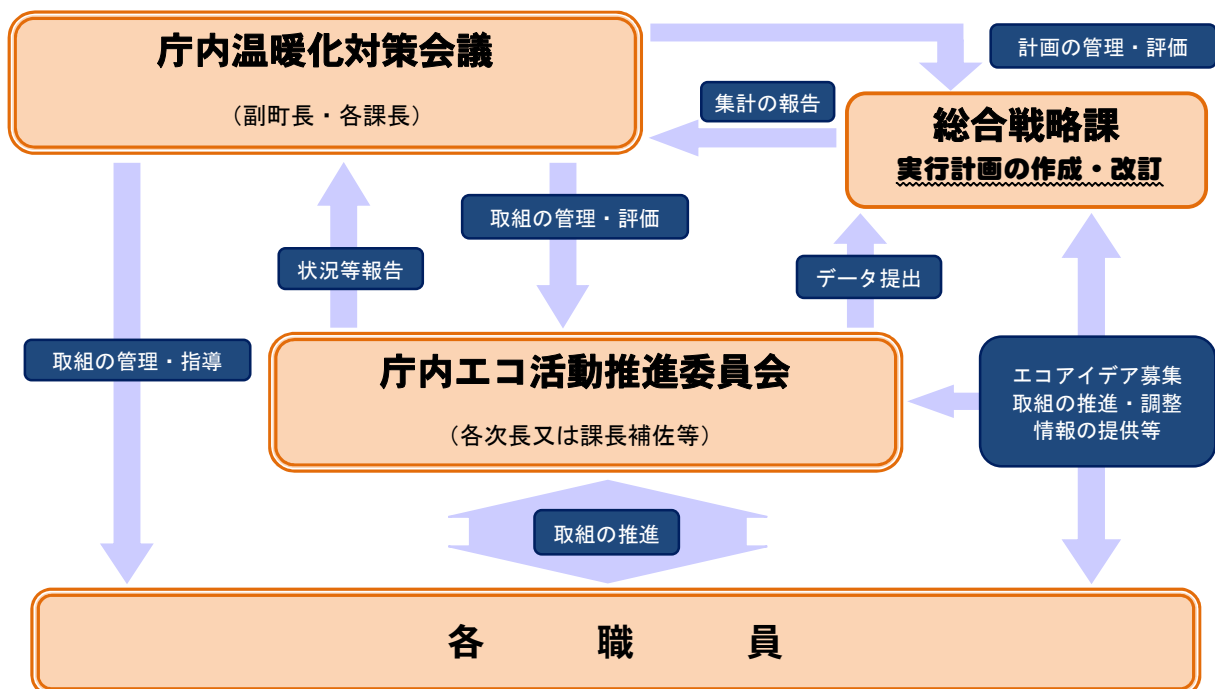
2 推進体制

計画の推進にあたり、庁内エコ活動推進委員会を設置し、状況調査や具体的な手法等を検討し各職員への働きかけを行い取組を推進します。

- ・委員は、各課長が次長又は課長補佐等から選任した者がこれにあたり、定期的に温室効果ガス排出量の調査や削減進捗状況を管理責任者に報告すると共に、事務局にデータを提出します。
- ・具体的な取組の実現に向け、その手法等を検討し、各職員に対して業務における環境負荷を徹底して低減するよう働きかけ、指導を行い、温暖化防止の活動を推進します。
- ・推進委員会の事務局は総合戦略課が行い、総合戦略課長を事務局長とします。
- ・事務局は委員より提出された資料を基に温室効果ガスの排出量の集計を行い、併せて改善案等を聴取し、庁内温暖化対策会議に諮ります。

3 進捗状況等の公表

計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量について、毎年度1回、町広報やホームページ等により公表します。



參考資料

資料1

みなかみ・水・「環境力」宣言 ー水と森林を まもる・いかす・ひろめる力ー

水と森林の防人 ～ まもる力

奥利根・谷川連峰に生を受けた水は、水上、新治を流れ、月夜野で合流し、坂東太郎（利根川）となって関東平野に生きる幾多の生命（いのち）を育みます。生命の水を蓄えるこの地には、地球温暖化を防ぐ広大な森林が広がっています。

水源の地に住む私たちは、万物が脈々と生存することを願い、自然の恵みに感謝し、この山と森林と川を守りつづける「水と森林の防人」となります。

水と森林の達人 ～ いかす力

天より授かった水は、大自然の景観、ダム、温泉、日常の暮らしや遊びの風景の中にあります。そして、飲み水や食物はもとより、産業を牽引するエネルギーや観光資源として、みなかみの経済活動を支えています。

水源の地に住む私たちは、自然に対する畏敬と感謝の念を抱き、持続可能な自然の営み、心に残る風景、貴重な資源を活かす技と智慧を身につけた「水と森林の達人」となります。

水と森林の使者 ～ ひろめる力

水はあまねく流れゆき、姿を変えて津々浦々に恵みをもたらします。奥利根・谷川連峰の水と森林は、私たちみなかみ町だけのものではありません。流域に暮らす人々をはじめ、首都圏のみなさんとの協働がもとめられます。

水源の地に住む私たちは、水資源の大切さを伝え、取り組みの輪を広める「水と森林の使者」となります。

資料2

2021年度 温室効果ガス排出状況

調査項目		使用量・活動量	単位	CO ₂ 換算排出量(kg)	構成比 (%) (内訳)	
				3,413,030	36.1 (100.0)	
燃料 使用量	ガソリン	73,417	L	170,450	(5.0)	
	灯油	826,914	L	2,058,588	(60.3)	
	軽油	67,563	L	174,647	(5.1)	
	A重油	310,450	L	841,205	(24.7)	
	液化石油ガス(LPG)	25,719	m ³	168,140	(4.9)	
電気使用量		13,502,032	kWh	6,035,408	63.8	
				8,018	0.1 (100.0)	
自動車 走行 量	ガソリン	普通・小型乗用車	95,450	km	849	(10.6)
		バス(11人乗り以上)	64,018	km	838	(10.5)
		軽乗用車	89,886	km	612	(7.6)
		普通貨物車	9,069	km	113	(1.4)
		小型貨物車	29,635	km	241	(3.0)
		軽貨物車	487,118	km	3,473	(43.3)
		特殊用途車	9,638	km	109	(1.3)
	軽油	普通・小型乗用車	0	km	0	(0.0)
		バス(11人乗り以上)	173,103	km	1,363	(17.0)
		普通貨物車	56,114	km	255	(3.2)
		小型貨物車	1,529	km	4	(0.1)
		特殊用途車	20,679	km	161	(2.0)
	合 計				9,456,456	100.0

※ 四捨五入表示のため内訳の和と合計数値が若干異なる場合があります。

2021年度 温室効果ガス総排出量計算書(CO₂換算)(単位: kg・CO₂)

調査項目	単位	使用量・活動量		対象 ガス	排出係数① (B)	温暖化係数 ①(C)	計①		対象 ガス	排出係数② (B')	温暖化係数 ②(C')	計② (A)×(B')×(C')	合計 (計①+計②)
		(A)	(A)×(B)×(C)				(A)×(B')×(C')						
燃料 使用量	ガソリン	L	73,417.14	CO ₂	2.32166	1	170,449.64					170,449.64	
	灯油	L	826,913.8	CO ₂	2.48948333	1	2,058,588.12					2,058,588.12	
	軽油	L	67562.56	CO ₂	2.584964	1	174,646.79					174,646.79	
	A重油	L	310,450	CO ₂	2.70963	1	841,204.63					841,204.63	
	液化石油ガス(LPG)	kg	25,719	CO ₂	2.998894	1×2.16	168,140.24					168,140.24	
電気使用量	kWh	13,502,032	CO ₂	0.447	1	6,035,408.30						6,035,408.30	
自動車 走行量	普通・小型乗用車	km	95,450	CH ₄	0.00001	25	23.86	0.000029	N ₂ O	0.000029	298	824.88	848.74
	バス(11人乗以上)	km	64,018	CH ₄	0.000035	25	56.02	0.000041	N ₂ O	0.000041	298	782.17	838.19
	軽乗用車	km	89,886	CH ₄	0.00001	25	22.47	0.000022	N ₂ O	0.000022	298	589.29	611.76
	普通貨物車	km	9,069	CH ₄	0.000035	25	7.94	0.000039	N ₂ O	0.000039	298	105.40	113.34
	小型貨物車	km	29,635	CH ₄	0.000015	25	11.11	0.000026	N ₂ O	0.000026	298	229.61	240.72
	軽貨物車	km	487,118	CH ₄	0.000011	25	133.96	0.000023	N ₂ O	0.000023	298	3,338.71	3,472.67
	特殊用途車	km	9,638	CH ₄	0.000035	25	8.43	0.000035	N ₂ O	0.000035	298	100.52	108.95
	普通・小型乗用車	km	0.0	CH ₄	0.000002	25	0	0.000007	N ₂ O	0.000007	298	0	0
	バス(11人乗以上)	km	173,103	CH ₄	0.000017	25	73.57	0.000025	N ₂ O	0.000025	298	1,289.62	1,363.19
	普通貨物車	km	56,114	CH ₄	0.000015	25	21.04	0.000014	N ₂ O	0.000014	298	234.11	255.15
小型貨物車	km	1,529	CH ₄	0.0000076	25	0.29	0.000009	N ₂ O	0.000009	298	4.10	4.39	
特殊用途車	km	20,679	CH ₄	0.000013	25	6.72	0.000025	N ₂ O	0.000025	298	154.06	160.78	
計							9,448,803.13				7652.47	9,456,455.60	

資料4

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令による排出係数一覧表

種 別		排出係数		発熱量		排出係数(CO ₂ 換算)	
		数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料 使用量	ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/L	2.32166	kg-CO ₂ /L
	灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/L	2.48948333	kg-CO ₂ /L
	軽油	0.0187	kg-C/MJ	37.7	MJ/L	2.584964	kg-CO ₂ /L
	A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/L	2.70963	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)	0.0161	kg-C/MJ	50.8	MJ/kg	2.998894	kg-CO ₂ /kg
電 気 使 用 量		0.464	kg-CO ₂ /kWh	(令和3年度実績による東京電力排出係数)			
自 動 車 走 行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km			
		バス(11人乗以上)	0.000035	kg-CH ₄ /km			
		軽乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km			
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km			
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km			
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km			
		特殊用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km			
	軽 油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH ₄ /km			
		バス(11人乗以上)	0.000017	kg-CH ₄ /km			
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km			
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km			
		特殊用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km			
	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km			
		バス(11人乗以上)	0.000041	kg-N ₂ O/km			
		軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km			
		普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km			
		小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km			
		軽貨物車	0.000023	kg-N ₂ O/km			
		特殊用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km			
	軽 油	普通・小型乗用車	0.000007	kg-N ₂ O/km			
		バス(11人乗以上)	0.000025	kg-N ₂ O/km			
		普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km			
		小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O/km			
		特殊用途車	0.000025	kg-N ₂ O/km			